

定 款

日産東京販売ホールディングス株式会社

日産東京販売ホールディングス株式会社 定款

昭和 17 年 9 月 16 日	認証
平成 18 年 6 月 23 日	改正
平成 21 年 6 月 24 日	改正
平成 23 年 4 月 28 日	改正
平成 26 年 2 月 6 日	改正
平成 26 年 7 月 1 日	改正
平成 27 年 6 月 19 日	改正
令和 4 年 6 月 23 日	改正

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は日産東京販売ホールディングス株式会社と称し、英文では、NISSAN TOKYO SALES HOLDINGS CO., LTD. と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は次の事業およびこれに関連する事業を営むこと、ならびに次の事業およびこれに関連する事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよびこれに関連する業務を行うことを目的とする。

1. 自動車、産業車両、自動車用機器および産業機械の販売、修理、陸上輸送ならびに賃貸
2. 前号に関連する部品、用品および鉱油類の販売
3. 損害保険代理業
4. 生命保険募集業
5. 自動車教習所の経営
6. 一般乗用旅客自動車および一般貨物自動車運送業
7. 事務機器、情報処理機器、情報通信機器の販売、賃貸およびソフトウェアの開発、販売ならびに保守
8. 電気機械器具、カーレジャー用品、家具および日用品雑貨類の販売
9. 不動産の売買、賃貸および管理
10. 教育、スポーツ、宿泊等の施設、飲食店、売店等の経営
11. 旅行業法に基づく旅行業
12. 印刷業
13. 労働者派遣業
14. 総合リース業
15. 金銭の貸付に関する業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を東京都品川区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 1 億 3,640 万株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集)

定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順位により他の取締役がこれにあたる。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (議長)

株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順位により他の取締役がこれにあたる。

第 15 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては株主または代理人は株主総会毎に代

理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 (定員)

当会社に取締役 18 名以内を置く。

第 19 条 (選任方法)

取締役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 20 条 (任期)

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

第 21 条 (代表取締役および役付取締役)

当社は取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を選定する。

- ② 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を定めることができる。

第 22 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 23 条 (取締役会の招集および議長)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順位により、他の取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は本定款に定めがあるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。

第 26 条 (取締役の責任免除)

当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条 (定員)

当会社に監査役 4 名以内を置く。

第 28 条 (選任方法)

監査役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条 (任期)

監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第 30 条 (常勤の監査役)
監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。
- ② 監査役の協議により、常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。
- 第 31 条 (報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第 32 条 (監査役会の招集)
監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- 第 33 条 (監査役会規程)
監査役会に関する事項は本定款に定めがあるもののほか監査役会で定める監査役会規程による。
- 第 34 条 (監査役の責任免除)
当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

- 第 35 条 (選任方法)
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- 第 36 条 (任期)
会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
- 第 37 条 (報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
- 第 38 条 (会計監査人の責任免除)
当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

- 第 39 条 (事業年度)
当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
- 第 40 条 (剰余金の配当の基準日)
当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。
- 第 41 条 (中間配当)
当会社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。
- 第 42 条 (配当金の除斥期間)
配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されない場合には当会社はその支払義務を免れる。
- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。